

LEGAL REPORT

「事業者契約と特定商取引法の適用範囲」

2007.07.30



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員
登録

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争
審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長

H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委
員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ はじめに

特定商取引法とは、旧訪問販売法が改正されて平成13年6月1日から施行されている法律です。訪問販売法はいくつかの改正を経て消費者保護を強化してきたのです。

ところが、この特定商取引法は、「営業のため若しくは営業として締結する」契約には適用されません（法26条1項1号）。

そこで、これら適用を回避するために、法人や零細事業者をターゲットにした悪質商法が増加しています。

本レポートでは、具体的な悪質商法の事例をみながら、事業者による契約に特定商取引法は活用できるのか考察していきます。

■ 電話機リースの例

訪問販売員が「IP電話の利用により電話料金が安くなる」などとのふれ込みで、事業者に対し、電話機を高額なリース料でリース契約する事例

リース料の設定はあまりにも法外なものであり、到

底経済的に合理的な契約とは言えないものです。しかも、このような被害が零細業者に続出しました。

そこで、経済産業省は平成17年12月6日に、特定商取引法の適用について従来の通達を次のように改めました。

「一見事業者名で契約を行っていても、購入商品や役務が、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用される。特に実質的に廃業していたり、事業実態がほとんどない零細事業者の場合は、本法が適用される可能性が高い」

このように、事業者名で契約した事例であっても一定の場合は特定商取引法による救済がなされることを明らかにしたのです。

その結果、同法で訪問販売の場合に認められたクーリングオフにより、無条件の契約の解消が認められたのです。

しかし、実質的な事業者の場合は、特定商取引法は適用されません。実質的な

事業者が、このような悪質な電話機リース契約を締結させられた場合、契約の効力を争うには、特定商取引法や消費者契約法といった消費者保護のための特別法によるのではなく一般的な民法の規定を駆使して戦わざるをえません。

私も、現実にこのような事例を担当したことがあります。訪問販売員をリース会社の代理人と構成した上で、訪問販売員の詐欺（民法96条）、あるいは事業者側の動機の錯誤（民法95条）などを理由にリース契約の取消・無効を主張しました。しかし、代理構成や詐欺の立証などについて裁判官の理解が充分得られず、最後には和解による解決しか得られませんでした。

■ 消火器点検の例

従前から継続的取引のある消火器点検業者であるかのように装いA事業者を訪問し、事情のわからない従業員をして契約書にサインさせ、即時に消火器を搬出し留置するとともに、契約書に基づき消火薬剤詰替費用等を請求してくる事例

特定商取引法では、訪問販売の場合に、いわゆるクーリングオフによる契約の解消を認めています。そこで、事業者であるAは消

火器の薬剤詰替の契約を「営業のため若しくは営業として締結」したのか否かが問題となります。

この問題が争われた事案で、大阪高裁は平成15年7月30日に「被害会社は各種自動車の販売・修理等を業とする会社であって、消火器を営業の対象とする会社ではないから、消火器薬剤充填整備、点検作業等の実施契約が営業のため若しくは営業として締結されたということはできない」と判断しました。

つまり、事業者にクーリングオフを認めたのです。

事業所の設置に伴い消火器も必要なのですが、それが何故「営業のため」に該当しないのか疑問もない訳ではありませんが、適用除外を定めた「営業のため若しくは営業として締結するもの」という規定を、制限的に解釈することにより被害者である事業主を救済した事例と理解できます。

ちなみに、私も同様な事案の相談を受けたことがあります。消火器1本2万円程度で全体の被害額が比較的少額であったために訴訟提起にまでは至りませんでした。

しかし、不愉快さの残る事案であったことは間違いありません。

■ 最後に

特定商取引法が消費者保護のための特別法であることは明らかであり、基本的に事業者の締結する契約には適用されないのが原則です。

その契約内容が、いかに一般の消費者の締結する契約と同一であり、消費者と同様の被害が生じていてもです。

本レポートで紹介したのは、特定商取引法の適用をあくまでも同法の規定の範囲内で画したものにすぎません。

ですから、契約を行う場合、事業者には特に慎重さが求められる訳で、「弁護士に頼めば何とかなる」と安易に考えることはできないのです。

■ その他

特定商取引法については、日弁連夏期研修（中国地区）のテーマとして取り上げられました。

本レポートも、その研修によるところが大きいことを付記します。

2007.7.30